

2020年10月14日

茨城県知事 大井川 和彦様

原子力防災を考える会@茨城
原子力規制を監視する市民の会
国際環境 NGO FoE Japan

東海第二原発の原子力防災・避難計画に関する茨城県への要望書

新型コロナウイルス感染症に対応した東海第二原発に係る広域避難計画の見直しについて、県は議会での答弁において、東海第二地域原子力防災協議会作業部会場で具体的にどのような点が課題となるのか協議を行ったとし、「一次集合場所や避難所、避難車両等におけるスペースの確保」などが課題として認識されたとしています。また、「原子力災害時の防護措置と感染症対策の両立は困難なテーマ」としながら、「引き続き県主催の勉強会等で課題の解決に努め、感染症流行下においても避難計画の実効性が確保できるよう、取り組みを進める」としています。

原発の広域避難における感染症対策については、一時集合場所、避難退域時検査所、避難所、避難車両等において、密集を避け、また感染者とそれ以外の人を分けるために、バス等の追加、スペースの確保、個室の確保を含め、追加的な措置が求められています。特に大混雑が予測される避難退域時検査所において密集を避けるための対策や避難所の追加も必要となるでしょう。また、屋内退避では被ばく防護を優先し、換気を行わないとしています。多くの人がいる施設や一時避難所や、自然災害との複合災害の場合、自然災害の指定避難所ではどうするのか、また自然災害により避難経路が寸断された場合はどうするのかなど、検討すべきことはまだまだあります。

原子力防災においては内部被ばくを十分に低減することが重要な課題ですが、内閣府（原子力防災担当）と原子力研究開発機構による屋内退避についての今年3月の報告により、「陽圧化」されていない建屋の場合、高気密であっても3割程度しか低減効果がないことが明らかとなりました。比較的古い木造住宅など、気密性が低い住宅では、内部被ばくの低減はほとんど期待できないと思われれます。

内閣府報告に添付された「屋内退避が安全の第一歩！」とのパンフレットは、陽圧化されていない自宅での屋内退避によっても、被ばくは十分低減できるとの印象を与えるものになっており、本文中の記載と矛盾します。また、原子力規制委員会は、屋内退避により内部被ばくは十分に低減できるとの前提に立ち、「吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。」としています。内閣府の報告は、これが誤りであることを示しています。屋内退避を基本とする現状の広域避難計画については抜本的な見直しが求められます。こうした状況から、以下、要望いたします。

要 望 事 項

1. 東海第二原発の新型コロナウイルス感染症に対応した広域避難計画の見直しについて、公開の場において、具体的に課題をあげ、県民の意見も十分に反映しながら検討を進めてください。
2. その場合、風水害や地震、津波など、自然災害との複合災害についても考慮してください。
3. 屋内退避では内部被ばくを十分に低減できない問題について、国及び関係自治体と協議し、屋内退避を基本とする現状の避難計画の見直しの作業に入ってください。
4. 屋内退避が安全であることを印象付ける告知、宣伝はやめてください。
5. 上記で指摘した見直しや検討により、東海第二原発の広域避難計画の見直しが図られ、その実効性が確認されるまでは、東海第二原発の再稼働の可否に係る議論は行わないでください。

<連絡先>新宿区下宮比町 3-12-302 原子力規制を監視する市民の会 090-8116-7155/阪上